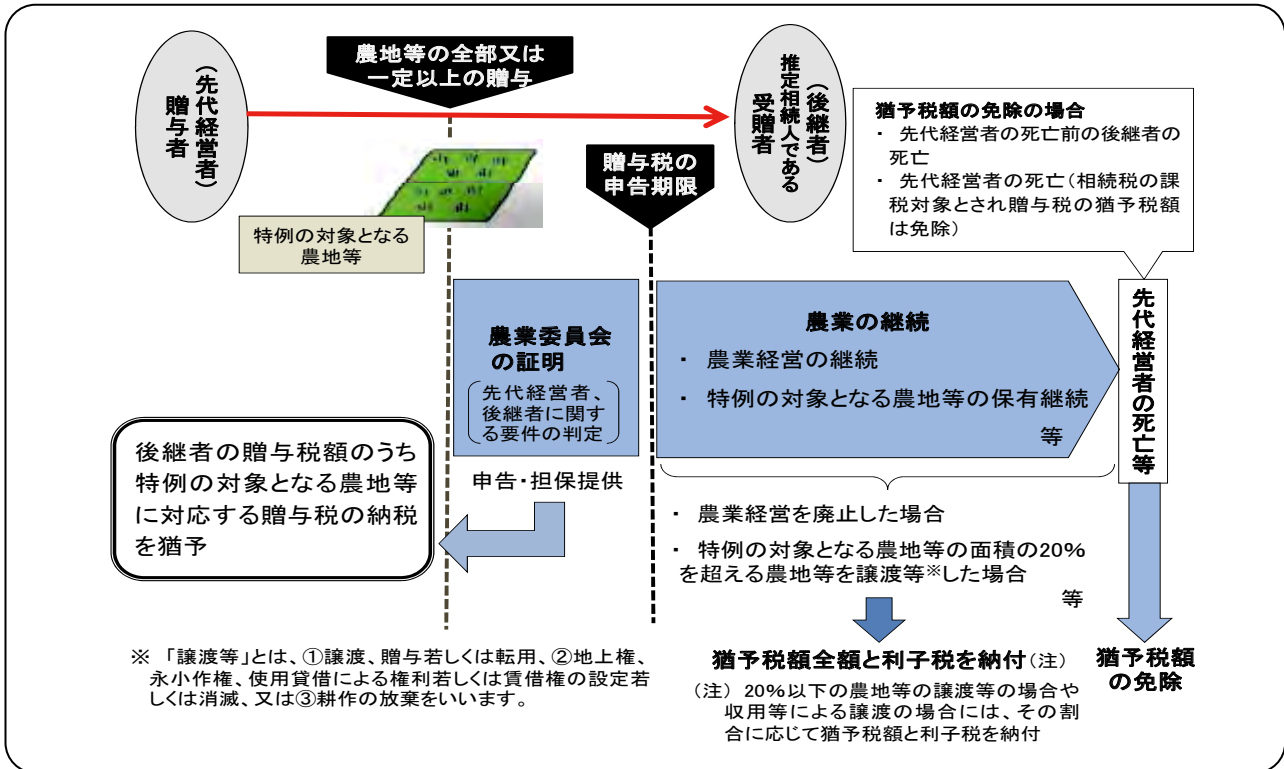


7 農地等についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等^(注1)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)

この特例の適用を受けた農地等(以下「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。また、税務署にお尋ねください。

(注) 1 「農地等」とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。))におけるその農地を除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地をいいます。

2 「特定市街化区域農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市(首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。))をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。

3 「都市営農農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次の(1)から(3)までに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(次に掲げるものを除きます。)

イ 買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 特定生産緑地の指定の解除がされたもの

(2) 田園住居地域内にある農地((1)に掲げる農地を除きます。)

(3) 地区計画農地保全条例による制限を受ける区域内にある農地((1)及び(2)に掲げる農地を除きます。)

4 「準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（以下「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。
4	農業委員会の証明の時において、効率的かつ安定的な農業経営の基準として、次のいずれかに該当する農業経営を行っていること。 ① 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。 ② 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。 ③ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想に定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出**するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、9ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切れ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。